

2. 河川の整備に関する事項

2.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事

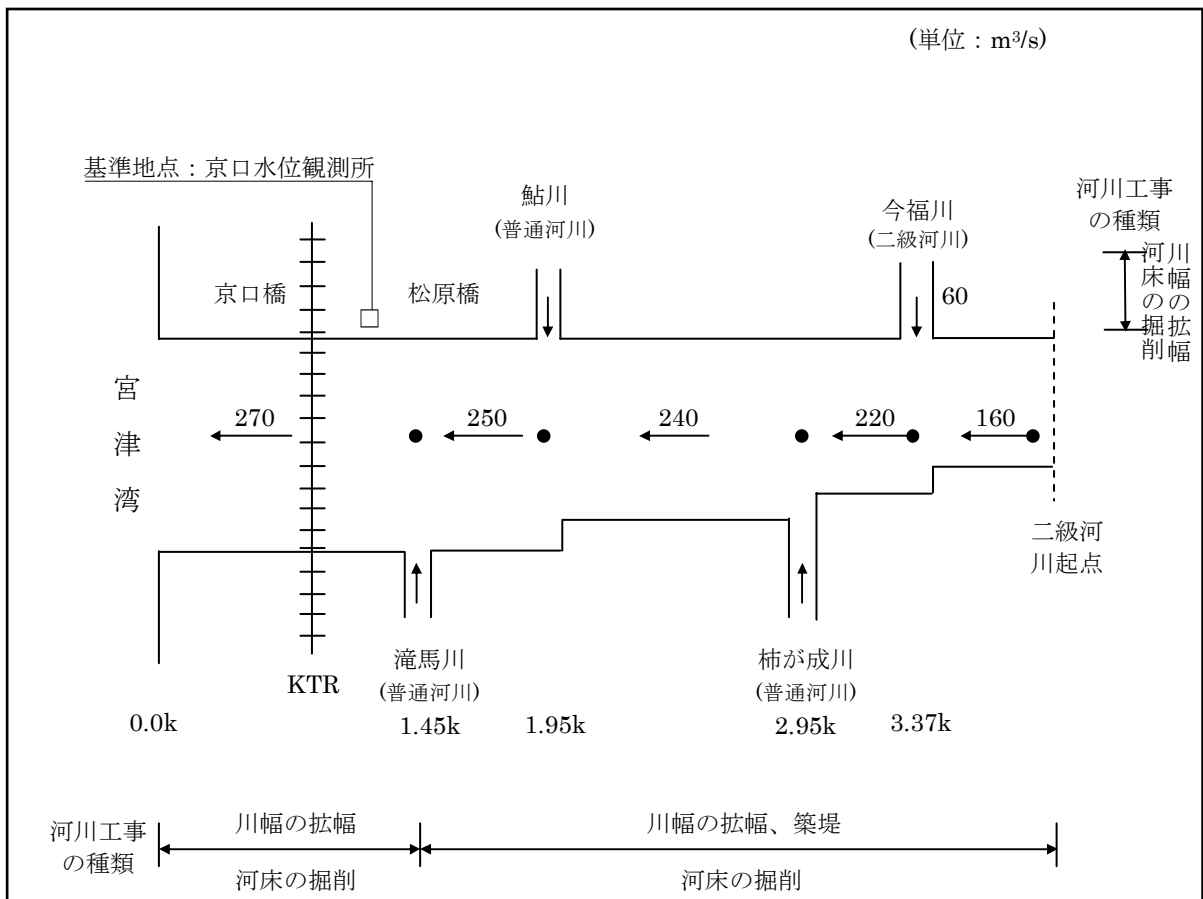
の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

2.1.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所

「甚大な被害のあった区域において、既往最大の洪水に対して、洪水を安全に流下させる」という目標を達成するために、河口から二級河川の起点までの約 4.5km 及び支川今福川の約 0.3km について河川改修を行う。

大手川の治水方式は、現況河川の改修（川幅の拡幅、河床の掘削、築堤）を行い、洪水からの安全性の向上を図るものとする。

河川改修を進めていく上での各地点の計画対象流量を次の値とする。



2.1.2 河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

(1) 河道の改修

① 下流部

現在の大手川は、大手橋（河口から 0.4km 付近）より上流は、川幅が極端に狭い。従って、大手橋より上流区間は、過去において改修が行われている大手橋下流の川幅にならって、河道拡幅を行う。

堤防は、計画高水位より 0.8m 高くし、下流の家屋密集地帯においては、周辺の町並みと合うような石積みなどの擁壁構造とするとともに、歴史性や親水機能に配慮した整備を行う。また河道の掘削断面形状は、法面の安定が保たれ、河川の利用が可能な法勾配とし、法覆工を必要に応じ行う。

洪水時の水防活動や常時の維持管理のために、擁壁構造の堤防横に必要な応じて幅 3m～4m の河川管理用通路を設ける。

② 中流部

中流部においては、川幅が狭いうえに、河道の屈曲が著しいために、河道の線形がなめらかで洪水が流れやすくなるように、河道線形の修正と河道の拡幅を行う。

河川空間に余裕のある箇所等は、自然環境に配慮しつつ、水と親しめる空間の確保に努める。

堤防は、下流と同様に計画高水位より 0.8m 高くし、盛土による土堤とする。河道の掘削断面形状は、法面の安定が保たれ、河川利用が可能な法勾配とし、植生を活かした法覆工とする。

堤防の天端は、洪水時の水防活動や常時の維持管理のために管理用通路として、幅 3m を確保する。

③ 上流部

上流部についても中流部と同様に川幅は狭く、河道の屈曲が著しいため、河道線形の修正と河道の拡幅を行う。

堤防は、計画高水位より 0.6m 高くし、中流と同様に土堤によるものとする。河道の掘削横断形状は、現況河床勾配が約 1/140（計画河床勾配 1/200）と急で河岸の侵食が大きいために法勾配 1 : 0.5 の護岸工とする。また、途中で河床の縦侵食を防止するために床止工の設置を行うが、斜路式とするなど魚類等の移動に配慮した構造とする。

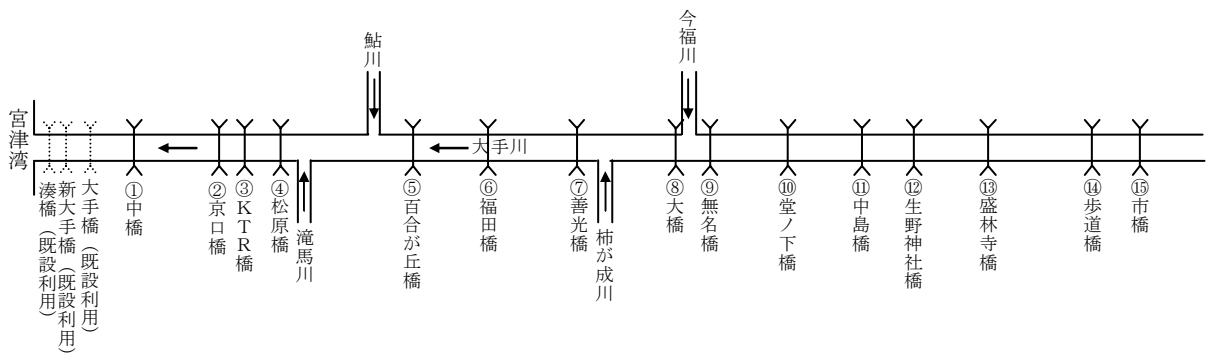
堤防の天端は、中流部と同様に洪水時の水防活動や常時の維持管理のために管理用通路として、幅 3m を確保する。

(2) 橋梁の架け替え

河道の改修により、架け替えが必要な橋梁は次のとおりであり、河道の拡幅に合わせて工事を行っていく。

橋梁計画にあたっては、親水性、景観、まちなみ等に配慮する。

- | | |
|------------------|--------|
| ①中橋（市道田町外側線） | ⑨無名橋 |
| ②京口橋（府道綾部大江宮津線） | ⑩堂ノ下橋 |
| ③KTR 橋梁（KTR 宮津線） | ⑪中島橋 |
| ④松原橋（市道宮津金引の滝線） | ⑫生野神社橋 |
| ⑤百合が丘橋（市道百合が丘線） | ⑬盛林寺橋 |
| ⑥福田橋（市道堅田線） | ⑭歩道橋 |
| ⑦善光橋（市道柿が成線） | ⑮市橋 |
| ⑧大橋（府道綾部大江宮津線） | |
-合計 15 橋



(3) その他

河口から 1.65km 付近において、水道用にポンプ取水が行われており、河川改修に伴う河床掘削により塩水の影響が考えられるため、今後調査を行っていき、関係機関と調整して適切な処置を行う。